

とべっち地域応援商品券配布事業 Q & A

とべっち地域応援商品券について

Q1 とべっち地域応援商品券とは何ですか？

事前に取り扱店舗として登録された町内の店舗で使える商品券です。町民1人あたり1冊10,000円(1,000円×10枚)の商品券を配布します。

Q2 商品券は利用期限がありますか？

令和8年7月1日から令和8年10月31日までの期間中にご利用ください。

Q3 取り扱い店舗を教えてください。

詳しくは、HP掲載の取扱店一覧表をご覧ください。

Q4 商品券は誰がもらえますか？

商品券の配布対象は令和8年5月1日時点で砥部町の住民基本台帳に登録のある方です。5月2日以降に5月1日以前の転入日で転入手続きを行った場合は、対象外になります。

Q5 商品券を受け取るにはどのような手続きが必要ですか？

手続き等は不要です。対象者の住民登録のある住所へ、世帯毎にゆうパックにて郵送します。原則として対面での受け取りが必要です。

ご不在の場合、不在連絡票が投函されますので、記載された内容に従って、再配達依頼または郵便局で受け取ってください。

Q6 商品券はいつ頃手元に届きますか？

令和8年6月1日から順次送付いたします。

Q7 不在連絡票が入っていたが、役場で受け取れますか？

6月中は郵便局で保管しているため、役場での受け取りができません。7月1日以降は、役場で受け取ることができます。

なお、お渡しの際には、ご提出いただく書類や本人確認書類の提示が必要ですので、事前にお電話での確認をおすすめします。提出書類は、町ホームページからダウンロードできます。

■受取場所：砥部町役場2階 商工観光課

■受取期間：令和8年7月1日（水）から令和8年10月31日（土）まで

窓口に来る方	留意事項	必要なもの
世帯主 同一世帯員	基準日(5月1日)時点で判断します。 基準日翌日(5月2日)以降に同一世帯 となった場合は、委任状が必要です。	○受領書 ○受取人の本人確認書類
別世帯員 委任を受けた代理人	同一住所であっても、世帯を分けてい る場合は委任状が必要です。 受取人が別世帯員の場合、「受取を希 望する世帯の世帯主」から委任を受け る必要があります。 (世帯主が死亡している場合は、世帯 員からの委任で可)	○受領書 ○委任状 (委任者：受給対象世帯主) ○受取人の本人確認書類
相続人代表者	1人世帯であって、死亡により本人が 受け取りできない場合は、相続人代表 者に交付します。	○受領書 (相続人代表者用) ○受取人の本人確認書類

注) 本人確認書類：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書等

Q8 外国人は対象となりますか？

令和8年5月1日時点の住民基本台帳に記録されている外国人は対象となります。

Q9 実際は砥部町に住んでいるが住民票を異動していない場合、商品券はもらえますか？

令和8年5月1日時点で住民票が砥部町にない方は、商品券の配布対象とはなりません。

Q10 住民票記載の住所とは別の住所に送付してほしい。

原則として、住民登録のある住所に送付します。郵便局での保管期間経過後は、前述 Q7 のとおり砥部町役場でのお渡しとなりますので、必要書類をご準備の上、砥部町役場商工観光課へお越してください。

Q11 砥部町に住民票がありますが、配偶者からDV被害を受けていて、住民票の住所地から避難して生活しています。住民票を異動していない場合、商品券はもらえますか？

商品券はもらえます。実際の住所地への郵送を希望する場合は、令和8年5月25日(月)までに砥部町商工観光課(電話番号：089-962-7288)にご相談ください。

Q12 商品券を紛失した場合、再発行できますか？

商品券の再発行はできませんので、大切に保管ください。

商品券の利用について

Q13 取扱店の情報はどこで確認できますか？

取扱店一覧のチラシを商品券と合わせて送付します。また、砥部町ホームページでもご確認いただけます。なお、取扱店舗の登録は随時受け付けしているため、変更する場合があります。

<URL> <https://www.town.tobe.ehime.jp/soshikikarasagasu/shoukoukannkouka/shouhinken/5291.html>

Q14 他のクーポンとの併用不可など利用制限はありますか？

取扱店が独自に設定をしている場合がありますので、店舗にご確認ください。

Q15 商品券での支払いの場合、店舗独自のポイント付与はありますか？

取扱店の判断になりますので、店舗にご確認ください。

Q16 商品券の額面より少額の支払いの場合、おつりは出ますか？

おつりは出ません。

Q17 商品券を汚してしまいました。使用できますか？

商品券の状態によっては、取扱店の判断で使用をお断りすることがあります。また、再発行もできませんので大切に保管してください。

Q18 令和8年10月31日までに商品券を利用しきれなかった場合、払い戻しできますか？

払い戻しできません。

取扱店の登録について

Q19 取扱店の登録方法について教えてください。

取扱店の登録については、砥部町商工会にお問い合わせください。

◇砥部町商工会（電話番号：089-962-2148）